

一般型交流施設のご利用にあたって

令和4年1月17日～

【今後の定員数】

施設名		100%の定員数	50%の定員数
柳橋第二市民集会所	大洋室	54	27
	小洋室	11	5
柳沢第三市民集会所	洋室	55	27
東伏見市民集会所	洋室	20	10
保谷町市民集会所	和室	16	8
富士町市民集会所	洋室	56	28
	和室	14	7
東町市民集会所	和室	20	10
ひばりが丘市民集会所	和室	24	12
ひばりが丘北市民集会所	洋室	30	15
	和室（15畳）	15	7
	和室（8畳）	8	4
緑町市民集会所	洋室	67	33
住吉町第二市民集会所	洋室	33	16
	和室	12	6
芝久保第二地区会館	洋室	12	6
谷戸第二地区会館	和室	21	10
田無町地区会館	洋室	18	9
	和室	17	8
北原地区会館	舞台&カーペット	39	19
上向台地区会館	大集会室	26	13
	中集会室	17	8
	小集会室	8	4

- ◆利用人数は、「利用人数の上限の確認フローチャート」に基づく定員以内でご利用ください。
- ◆飲食を伴う利用はできません（水分補給程度は可）。
- ◆合唱など大声を出す活動や、呼気が激しくなるような運動など飛沫感染リスクの高い利用は特にご注意ください。

一般型交流施設のご利用にあたって

【参加者への事前確認】

- ◆感染者の参加が後日判明した場合に備えて、利用者全員の氏名及び連絡先を団体内で把握（1か月程度）し、必要に応じて保健所等の調査等にご協力ください。
- ◆主催者は、参加者全員に以下の4つに該当しないことを確認してください。確認の上、該当する参加者がいる場合には、参加をお断りしてください。
 - ①発熱（目安：37.5度以上）や風邪の症状があること。
 - ②過去2週間以内に発熱や風邪の症状で受診・服薬をしたこと。
 - ③過去2週間以内に海外から帰国（入国）したこと。
 - ④新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触したこと。
- ◆高齢者や基礎疾患があるなど、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化する恐れが高い方がいるときは、より慎重に施設利用を検討したうえで、感染拡大予防を徹底した施設利用を行ってください。

【利用中のお願い】

- ◆必ずマスクを着用し、咳エチケットを守るようにしてください。
- ◆こまめな手洗いや手指消毒と利用した備品の消毒を行ってください。
- ◆施設のドアノブ、電気のスイッチ、備品などは触れる人を限定してください。
- ◆施設の窓やドア（2方向）を30分ごとに10分程度、換気を行ってください。なお、換気中は音を出さない等、周辺環境に配慮するようにしてください。

【利用後のお願い】

- ◆施設利用後、2週間以内に参加者の中から新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合には、西東京市役所文化振興課までご連絡ください。
 - ※平日（8:30～17:15）：042-420-2817（文化振興課直通）
 - ※土日祝日・夜間：042-464-1311（市役所代表）